

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市条例第2号

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大和市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和36年大和市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「次項において」を「以下」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、自宅待機をしていた医師が第15条第1項第3号に掲げる業務に従事した場合は、自宅待機手当を支給しない。

第15条第1項各号中「おいて、」を「おける」に改め、「に従事したとき。」を削り、同項に次の1号を加える。

(3) 勤務時間（正規の勤務時間及び正規の勤務時間を超えて命ぜられた勤務時間をいい、休憩時間を含む。）以外に緊急の呼出しを受けて行った救急診療業務（前2号に掲げる業務及び管理職緊急呼出手当の支給対象となる業務を除く。）

第15条第2項各号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 前項第3号に掲げる業務 勤務1回につき 10,000円

第17条第1項中「又は認定看護師」を「若しくは認定看護師」に改め、「看護師」の次に「又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第4号に掲げる特定行為研修のうち市長が別に定めるもの（第3号において単に「特定行為研修」という。）を修了した看護師」を加え、「認定を受けた専門看護分野に係る業務（次項において「専門看護業務」という。）又は認定看護分野に係る業務（次項において「認定看護業務」という。）」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 認定を受けた専門看護分野に係る業務（次項において「専門看護業務」という。）

(2) 認定を受けた認定看護分野に係る業務（次項において「認定看護業務」という。）

(3) 修了した特定行為研修に係る保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に掲げる特定行為を行う業務（次項において「特定行為業務」という。）

第17条第2項に次の1号を加える。

(3) 特定行為業務 日額 3,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第15条第1項第3号及び第2項第3号の規定は、施行日以後に開始した救急診療業務について適用する。

3 改正後の第17条第1項第3号及び第2項第3号の規定は、施行日以後に従事した特定行為業務について適用する。